

仕 様 書

1 業務名称

令和9年度愛知県立学校における学習用端末販売・初期設定支援業務

2 目的

愛知県教育委員会（以下「県教委」という。）は、県立高等学校及び県立特別支援学校高等部（以下「県立学校」という。）において、生徒1人1台学習用端末（以下「端末」という。）を活用し、全ての子どもたちの可能性を引き出す学び（個別最適な学び、協働的な学び）を推進するため、令和8年度入学生から生徒（保護者等）の費用負担によって全校で端末を導入している。

本業務は、県教委において全ての県立学校で必要とする端末の台数を確保するとともに、スケールメリットによる購入価格の低減を図ることにより、県立学校において円滑な端末の購入あっせんと端末の利活用開始を実現することを目的とする。

3 業務の概要 本業務は、以下の内容から構成される。

(1) 令和9年度入学生（保護者）に対して、県教委が指定する学校、課程、学科又は同一端末を購入する学科グループ等の単位により端末を販売すること。

販売は専用 EC サイトを作成のうえ、販売すること。

※購入者情報を学校別に記録・管理し、県教委に対して情報提供すること。

(2) BYOD に関連する情報を一括で参照できる BYOD 端末用 Web サイト（以下「Web サイト」という。）を学校説明会の開始時期等を考慮して作成すること。

なお、県教委又は事業者が直接管理するドメインを使用すること。

(3) Web サイトには端末購入手順に関する説明、初期設定電子マニュアル、販売及び初期設定電子マニュアルに関する FAQ を作成のうえ、掲載すること。Web サイト情報は適宜掲載すること。

Web サイトの2次元コード、URL 及び掲載内容を記載した案内チラシを入学説明会までに作成のうえ、各県立学校に配送すること。

(4) 端末を生徒（保護者）に対し早期に納品できるよう工程管理を行うとともに、円滑な販売に向けた仕組みづくりをすること。

(5) 本件に関わる情報共有を円滑に行うため、県教委と定期的又は臨時の打ち合わせを行い、課題解決のための解決策を提案すること。

(6) EC サイトや BYOD 端末用 Web サイトは1月中に作成することとする。これらのサイトは特別支援学校高等部の生徒（保護者）に向け、合理的配慮を要することを理解した上で作成すること。また、スマートフォンからも操作できること。

- (7) EC サイトは、販売開始前に県教委や各校が記載内容や手順を EC サイト上で確認できるようにすること。必要に応じて、確認用アカウント又は確認用販売番号等を用意し、実際の販売実績に影響を与えない方法で確認できるようにすること。
- (8) 販売用の問合せ窓口を置くこと。特に販売開始から販売終了までは電話による問合せを可能とすること。
- (9) 初期設定電子マニュアル、販売や初期設定電子マニュアルに関する FAQ を掲載する Web サイトは本契約から定時制生徒の卒業までの 4 年間掲載するか、契約終了時に掲載情報を著作権含め愛知県に譲渡すること。
- (10) EC サイト上で購入手続を行う際は、補償の有無、補助金申請の有無、オプション品の選択、購入後の変更・キャンセル条件等について、購入者が確認した上で注文できる画面構成とすること。
- (11) 初期設定電子マニュアルには、生徒（保護者）が迷わず設定を行えるよう工夫することとし、少なくとも以下の事項を分かりやすく記載すること。
- ①メーカー同梱マニュアルとの関係（安全上の注意事項および役割分担の明記）
 - ②初期不良の確認手順（チェックリスト及び不具合時の対応）
 - ③家庭で行う作業と学校で行う作業の切り分け（作業場所・実施タイミングの明記）
 - ④使用するアカウントの種類及び使用場面（個人用 Microsoft アカウント、ローカルアカウント、学校配布用アカウント等の各アカウントの用途・発行主体の一覧整理）
 - ⑤補償又は保証に関する登録手続（手続き手順、登録期限およびシリアル番号の確認方法）
 - ⑥故障・不具合時の問合せ先（障害内容に応じた連絡先一覧及び主なトラブル対処法）
- (12) Web サイトには、購入、納品、初期設定、初期不良、故障、補償、補助金等の問い合わせ内容ごとに、問い合わせ先及び対応範囲を整理した一覧表又はフローチャートを掲載すること。
- (13) EC サイト及び Web サイトはブラウザの翻訳機能により多言語対応できることとする。ただし、購入手順に関する説明はブラウザ翻訳機能ではなく、多言語翻訳したものを別途用意すること。**ポルトガル語、フィリピン語の翻訳は必須とする。加えて、以下の 6 言語があると望ましい。**
- ※中国語、スペイン語、ベトナム語、英語、韓国語、ネパール語**
- (14) 本業務における初期設定支援業務とは、初期設定に係る電子マニュアルとマニュアルにおける FAQ の提供を指し、個別端末への設定支援は含まれない。
- ※個別端末への設定支援を担うヘルプデスク業務は別途契約する。

4 端末の販売

(1) 販売見込数量（来年度入学募集定員）

高等学校 38,000 名程度 特別支援学校 1,000 名程度

<参考>

【令和 8 年度実績】

入学者数 高等学校 37,000 名程度 特別支援学校 1,000 名程度

販売実績

- ・ Windows：約 27,200 台
- ・ iPad：約 3,700 台
- ・ Chromebook：約 600 台

- ・ 各機種に必要な数量は、業者決定後に実施される各学校からの必要数量アンケート結果を踏まえ、当該数量に対応できるよう十分な調達及び在庫確保等の体制を整備すること。

※数量は来年度入学予定者数であり、数量の販売を保証するものではない。見込数量を下回った場合であっても、これをもって県教委に対して損害賠償その他の責任を追及しないものとする。数量の目安は今年度実績を参照すること。

(2) 端末仕様

- ・ 全ての端末は、特段の記載がない限り、文部科学省が示す最新の「学習者用コンピュータ最低スペック基準」（GIGA 第 2 期を見据えた学習者用コンピュータの整備・更新において、最低限必要なスペックを示すもの）を満たすものとする。なお、この基準を満たすために必要な付属品は必須とする（以下「付属品（必須）」という。）。また、DisplayPort Alternate Mode に対応する USB Type-C 端子又は HDMI 出力端子を必須とする。
- ・ 下記のア～ウの全てに 1 機種以上提案すること。
- ・ 提案価格における上限価格は設けないこととする。ただし、愛知県基準価格を 10 万円以内（「端末本体、付属品（必須）及び補償（4 年）」の合計額）とする。
- ・ 公募要領 7(4)アで選定した事業者の提案が愛知県基準価格を上回る提案であった場合、公募要領 9(1)のとおり覚書の取り交わしを留保する。なお、留保期間の価格変更は行わないこと。

※事業者決定の結果を保留とした場合、他の項目で定める履行期日等は別途、愛知県と協議のうえ決定することとする。

ア WindowsOS（愛知県基準価格：税込 10 万円以内）

- ・メモリは 8 GB 以上とする。
- ・CPU は N150 以上とする。
- ・SSD は 128GB 以上とする。
- ・タッチパネル、ペン入力及びアウトカメラは必須ではないが、あることが望ましい。
- ・端末は、日本国内に修理・保守拠点を有し、日本語による問合せ対応が可能なメーカー正規サポート体制を有するものとし、保証期間中は国内で部品供給及び修理対応が受けられること。
- ・メーカーによる日本国内向けの製品保証（メーカー保証）が付帯し、保証書等により保証内容・期間・連絡先が確認できること。
- ・OS（Windows）について、メーカーが公式に日本国内での動作保証及びドライバ・ファームウェア更新の提供を行う機種であること。
- ・故障・初期不良時に、国内において迅速な修理対応が可能な体制を有すること。
- ・提案するメーカーの端末が、国内の学校又は官公庁において同等の学習用端末として導入された実績を有すること（機種は問わない）。

イ iPadOS（愛知県基準価格：税込 10 万円以内）

- ・Lightning コネクタは不可とする。
- ・下記仕様を満たすキーボードカバーを付属すること。

ハードウェアキーボード：日本語配列のキーボードとすること。キーが外れにくい設計になっていること。端末本体と別での充電が不要な製品とすること。カバーと一体的に販売されている製品とすること。MIL 規格（または MIL 規格相当）の耐衝撃性能を有していること。

スタンド：カバーと一体型とすること。

端末本体のカバー：ヘッドフォンジャックが利用できること（イヤホンを利用する際に、カバーを外すことなく利用できること）。MIL 規格（または MIL 規格相当）の耐衝撃性能を有していること。カバーを取り付けた状態で本体又はカバーにある DisplayPort Alternate Mode に対応する USB Type-C 端子又は HDMI 出力端子が利用できること。タッチペンを収納できることが望ましい。

ウ ChromeOS（愛知県基準価格：税込 10 万円以内）

(3) 付属品（オプション）

オプションとして以下の付属品を購入可能とすること。サードパーティ製品を可とする。なお、付属品の選定は業者決定後に愛知県と協議の上、決定すること。

<付属品の参考例>

- ・画面フィルム
- ・モバイルバッテリー（(2)ア～ウへの充電が可能なものであること）
- ・マウス（有線又は無線）
- ・本体用の保護ケース
- ・本体及び付属品の持ち運び用のケース
- ・その他（販売者の提案による）

(4) 補償（オプション）

- ・補償への加入の有無は購入者ごとに選択可能とすること。
- ・補償期間は、全日制で3年間とし、定時制及び通信制では3年間又は4年間を購入者又は学校ごとに選択できるようにすること。
- ・端末本体に限らず、内蔵バッテリー等の消耗品や、充電用ケーブル及びアダプタ等の付属品に対する補償を含むことが望ましい。
- ・自然故障に限らず、本人の過失による損傷（水濡れ、水没、落下等）及び紛失並びに盗難及び第三者行為に対する補償を含むことが望ましい。
- ・補償の有無で納品期間が異なる場合、納品が遅れる期間等を明記して販売すること。

(5) その他

- ・MDM（モバイルデバイス管理）は利用しないため、端末管理機能は不要とする。
- ・Microsoft Office のライセンスは不要とする。
- ・初期不良の交換対応期間を明示し、同意を得た上で販売すること。また、初期不良の動作確認手順を初期設定電子マニュアル内で強調すること。
- ・販売期間は令和9年3月中旬から5月末までとする。販売期間中の価格の改定は行わないこと。
- ・契約後のメーカー都合（生産終了、供給停止、仕様変更、筐体変更等）により当初の機種での納品が困難となった場合、事業者は速やかにその内容及び理由を県教委へ報告するものとする。

この場合、事業者は本仕様書に定める要求水準を満たす同等品以上の機種を提示し、県教委の承認を得た上で導入するものとする。

なお、要求水準の充足が困難な場合の対応方針についても、県教委と協議して定めるものとする。

5 工程管理

- (1) 納品までの計画書を策定し、適切なスケジュールの管理を行うこと。
- (2) 生徒（保護者）への円滑な販売及び早期に納品できる仕組みを構築すること。

EC サイトを通じて順次注文を受け付け、発注に応じて随時納品（配送）を行うこと。遅滞なく納品を完了できるように、前項に定める業者決定後に行われる各学校からの必要数量アンケート結果を踏まえ、当該数量に対応できるよう十分な調達及び在庫確保等の体制を整備すること。

6 県教委等との情報共有等

- (1) 販売者は、各県立学校の購入・納品状況を毎週県教委及び各校に報告すること。各校へは県教委が提供するメールアドレス宛てに報告すること。また、本業務を進める上で生じた課題に対し、解決策を提案し、県教委と協議の上で必要に応じて体制改善を実施すること。
- (2) 補助金の対象となる可能性がある（EC サイトにおいて自己申告をした）生徒（保護者）のリストを県立学校ごとに作成し、県教委（県教委が指示する場合は各県立学校）に提供すること。
- (3) 上記のほか、必要に応じて臨時の打ち合わせを行い、円滑な情報共有に努めること。
- (4) BYOD に関連するその他業務で県教委が契約する事業者と必要に応じて情報提供等により連携した体制とすること。

※原則、県教委を介して連携する。

- (5) 愛知県との日常的な連絡や情報共有には、ビジネスチャットを利用すること。ビジネスチャットツールは、愛知県が用意するマイクロソフト社の Teams とし、事業者は、愛知県が作成するチームの外部ゲストとして参加すること。事業者側の都合により外部ゲストとして参加できない場合は、事業者側でビジネスチャットツールを用意すること。ただし、ビジネスチャットツールは、覚書取り交わし後に愛知県に申請し、承認を受けた有償のツールに限る。
- (6) 進捗状況等の報告、協議及び相談を行うため、定例又は臨時の会議を開催すること。会議の頻度は、4 月末までは原則オンラインで週 1 回開催とする。
- (7) 5 月末まで当該業務に係る県教委から学校への通知内容について助言を行うこと。

7 納品条件

- (1) 端末の納品は生徒（保護者）宅へ配送する。発注から納品が事前に告知した日程より遅れる場合、告知した日程までに発注者に納品予定日をメール等で連絡すること。

原則、納品は発注後 50 日以内とする。

- (2) 納品する端末はメーカーより市販されている物とし、改造及びカスタマイズは不可とする。ただし、県教委の許可を得た場合はこの限りではない。
- (3) 端末、付属品及び BYOD 端末用 Web サイトの調達及び納品、構築に係る費用については、輸送費用及び輸送に係る物品の保険費用を含め、すべて販売者の負担とする。

8 その他

- (1) 業務遂行にあたっては、次の内容を遵守すること。
 - ア（別紙 1）情報セキュリティに関する特約条項
 - イ（別紙 2）個人情報取扱事務委託基準
- (2) 年度途中に、転学等により新たに端末の販売が必要になった場合には、同一（又は同等品以上）の条件で導入を行うことが望ましい。
- (3) 端末購入支援補助金への対応
 - 1 補助金を申請する意思のある者（生徒・保護者）に対する支払請求の全額留保等の措置を行うこと。
 - 留保等の措置は最大令和 9 年度末までとする。
 - ※参考 令和 8 年度実績 留保等の措置対象者数 約 7,500 名程度
令和 9 年度留保等の措置対象者最大見込数 約 18,000 名程度
 - 2 特別支援学校高等部については、特別支援教育就学奨励費（ICT 機器購入費）の補助を受けるために必要な書類の発行等を行うこと。
 - 3 補助金の要件、金額及び運用等は県立学校学習者用端末購入支援金の交付に関する要綱（以下「要綱」という。）による。要綱に基づき、必要な手続きを行うこと。
 - ※（別紙 3）補助金業務の主な流れを参照。
 - 4 その他の事項について県教委の指示に従い、柔軟に対応すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に関する疑義が生じた事項並びに企画提案書に記載のない事項については、その都度協議して定めるものとする。